

京都府立南陽高等学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、京都府立南陽高等学校PTA（以下「本会」という。）と称し、京都府立南陽高等学校附属中学校を含むものとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都府立南陽高等学校・附属中学校（以下「本校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、教育に対する会員の理解を深め、教養を高めることを目指すとともに、学校・家庭及び地域社会の教育的環境等を改善し、教育の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び教養に関すること。
- (2) 生徒の教育的環境の改善に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(性格)

第5条 本会は、第3条に掲げる目的の遂行を本旨とする団体であり、他のいかなる団体の干渉や支配も受けない。

(会員)

第6条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

第2章 機 関

(役員構成と任務)

第7条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶 務 若干名
- (4) 会 計 2名

ただし、本部役員の内2名は、教職員より校長が任命し、会長が委嘱する。なお、校長、首席副校長、副校長及び事務長はすべての役員会に出席して意見を述べることができる。

2 本部役員の任務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務の総括、総会・幹事会・各委員会の招集、その決議事項の執行を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代理する。
- (3) 庶務は本会の庶務及び記録に当たる。
- (4) 会計は本会の会計事務に当たる。
- (5) 会長を除く本部役員は各専門委員会を担当する。

(特別顧問)

第8条 本会に特別顧問を置くことがある。

- 2 特別顧問は本会の役員を1期以上務めた者とし、会長が必要と認めた場合には本部役員会に出席して助言等を述べることができる。

(学級委員の構成と任務)

第9条 各学級に学級委員2名を置く。

- 2 学級委員は学級・学年間の連絡及び各学年における必要なPTA活動を行う。

(専門委員会の構成と任務)

第10条 本会に次の専門委員会を置き、委員は学級委員が兼務する。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 文化・体育委員会
- (4) その他必要と認められるもの。

- 2 各専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、学級・学年活動に関する企画・運営を行う。
- (2) 広報委員会は、広報誌の作成を行う。
- (3) 文化・体育委員会は、文化・体育活動に関する企画・運営を行う。

- 3 各専門委員会には委員長、副委員長を一名ずつ置く。

(幹事会の構成と任務)

第11条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部役員及び各専門委員会の委員長・副委員長をもって構成する。
- 3 幹事会は、本会活動の計画の立案・予算案の作成・各専門委員会の総括に関する事、その他本会の執行に関する事を処理する。

(会計監査)

第12条 本会に会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、その年度の会計監査を行い、その結果を総会で報告する。

(役員等選出委員会の構成と任務)

第13条 本部役員及び委員の選出に当たり、役員等選出委員会を組織する。

- 2 役員等選出委員会の委員は、幹事会の中から選出する。
- 3 役員等選出委員会は、会長・副会長・庶務・会計・会計監査の選出を行い、総会で報告する。

(委員の選出)

第14条 本部役員は学級委員、各専門委員会の委員長及び副委員長の選出を行い総会で報告する。

(本部役員・委員・会計監査の任期)

第15条 本部役員、委員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第16条 総会は、役員等選出委員会から本部役員と会計監査の選出、本部役員から学級委員と各専門委員会の委員長・副委員長の選出及び幹事会から会計・会務等の報告を受け、また会則の改正、予算・決算の承認、その他の事項を審議し、決定する。

- 2 総会は、1会計年度1回以上開催し、定足数は会員総数の3分の1(委任状を含む)とする。
- 3 議案は出席会員(委任状を含む)の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 4 総会の議長は、本部役員外より選出する。
- 5 総会を開くときは、5日前までに議案を全会員に通知しなければならない。
- 6 総会は、本部役員会または幹事会が必要と認めたとき、また、会員の10分の1以上の請求があったとき、臨時総会を開くことができる。

第3章 会 計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

第18条 本会の会費は、一世帯あたり月額500円とし、年2回(4月と9月)に分けて納める

- 2 会費等の収納、契約及び支払い、現金及び預金通帳の管理、その他必要となる会計資料の作成に関する会計事務は会長が校長に委任する。
- 3 特別の事情により、臨時会費を徴収する必要がある場合は、総会で承認を得てこれを徴収することができる。
- 4 特別の事情により、会費の全部または一部の免除の申し出があるときは、幹事会に諮り、これを決定する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 会則の改廃

(会則改正)

第20条 この会則の改正は、総会出席者(委任状を含む)の3分の2以上の賛成を要する。

(細則の制定)

第21条 この会則に定めのないものは、幹事会において細則を制定することができる。

- 2 細則を制定・改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

(附則)

この規約は、昭和61年6月6日から施行する。
この規約は、平成元年6月17日から施行する。
この会則は、平成2年6月2日から施行する。
この会則は、平成3年6月8日から施行する。
この会則は、平成3年11月1日から施行する。
この会則は、平成5年2月5日から施行する。
この会則は、平成7年4月1日から施行する。
この会則は、平成8年6月2日から施行する。
この会則は、平成11年6月5日から施行する。
この会則は、平成18年6月7日から施行する。
この会則は、平成25年4月1日から施行する。
この会則は、平成30年4月1日から施行する。
この会則は、令和6年12月3日から施行する。

細 則

(専門委員会の構成と任務)

会則第 10 条の運用については次によるものとする。

- 1 各年度の運営体制により、設置しない専門委員会もある。

(役員等選出委員会の構成と任務)

会則第 13 条の運用については、次によるものとする。

1 第 3 項関係

- (1) 新年度の本部役員の選出は、最初に現高校 1・2 年生の会員から立候補を募る。ただし、役職を指定して立候補はできない。
- (2) (1) で立候補者が定数に満たなかった場合は、役員等選出委員会の推薦により候補者を選出する。なお、立候補者が定数より多かった場合は、立候補者が互選で決定する。
- (3) 会長及びそれぞれの役職は、(1)(2) により選出された本部役員の互選により決定する。
- (4) 上記の選出は 3 月末までとする。
- (5) 新年度の高校 1 年生の会員からも立候補を募る。立候補の受付は 4 月末までとする。候補者があった場合は、(3) により決定された本部役員が選出し、役職を決定する。

(委員の選出)

会則第 14 条の運用については、次によるものとする。

- (1) 学級委員の選出は、最初に新年度の会員より立候補を募る。
- (2) (1) で学級委員の立候補者が定数に満たなかった場合、その人数を抽選等で選出する。また立候補者が 3 名以上あった場合にも抽選等により選出する。

(本部役員・委員・会計監査の任期)

会則第 15 条の運用については、次によるものとする。

- 1 本部役員を経験した会員は、すべての役員と委員を永年辞退できるものとする。
- 2 学級委員を経験した会員は、選出時の対象生徒が在学中の期間に限り、学級委員を辞退することができる。
- 3 特別の事情がある会員は学級委員を免除される場合がある。
- 4 1 の辞退の申し出は、毎年 12 月に配布される「本部役員辞退申請書」により申請することとし、年度毎に申し出るものとする。
- 5 2 の辞退の申し出は、「学級委員辞退申請届」、また 3 の免除は「学級委員免除申請届」により申請することとし、いずれも毎年 4 月に配布され、年度毎に申し出るものとする。

(総会)

会則第 16 条の運用については、次によるものとする。

- 1 自然災害や感染症等の特別な事情により、集合形式での総会開催が困難な場合、又は本部役員会が必要と認めた場合には、書面開催（電子書面を含む。）とすることができる。
- 2 書面開催の場合は、総会出席票の提出をもって総会への出席とする。

(附則)

平成 10 年 6 月 6 日細則の制定・改正

平成 15 年 4 月 1 日細則の改正

平成 25 年 4 月 1 日細則の改正

平成 30 年 4 月 1 日細則の改正

令和 2 年 4 月 1 日細則の改正
令和 6 年 11 月 8 日細則の制定
令和 6 年 12 月 3 日細則の制定・改正

P T A 慶弔規程

第 1 条 京都府立南陽高等学校 P T A の会則の趣旨に基づき、本規定を設ける。

第 2 条 会員又は生徒の慶弔は、次の基準による。

(1) 会員又は生徒の死亡

香料 5, 0 0 0 円と供花料（一对、時価）

(2) その他必要と認めるときは、本部役員会で協議し決定する。

第 3 条 会員又は生徒が、火災・水害・交通事故等の災害にあった場合には、本部役員会で協議し、見舞金の額を定める。

第 4 条 この規程の改正は、P T A 会則の改正の方法に準じる。

(附則)

この規程は、昭和 61 年 6 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 6 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、本校職員の転退職に係る慶弔費については、平成 24 年度以前から在職している者について改正前の規程を準用し、平成 24 年度末まで在職していたとして計算の上、平成 26 年 3 月に支給する。

この規程は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

京都府立南陽高等学校教育後援会会則

(名称)

第 1 条 本会は、京都府立南陽高等学校教育後援会（以下「本会」という。）と称し、京都府立南陽高等学校附属中学校を含むものとする。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、京都府立南陽高等学校・附属中学校（以下「本校」という。）内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員が協力して本校の教育活動を後援し、その振興と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本校教育活動の振興・援助に関すること。
- (2) 本校生徒の部活動の振興・援助に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者

(2) 本会の目的に賛同する者

(役員構成と任務)

第6条 本会の役員は、京都府立南陽高等学校PTA会則（以下「PTA会則」という。）に定める本部役員で構成し、これを任務する。

(会計監査)

第7条 本会に会計監査を置く。

(2) 会計監査はPTA会則に定める会計監査が会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(総会)

第8条 総会の開催及び運営については、PTA会則に定める総会に関する規定を準用する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

第10条 本会の会費は、月額500円とし、年2回（4月と9月）に分けて納める。

2 会費等の収納、契約及び支払い、現金及び預金通帳の管理、その他必要となる会計資料の作成に関する会計事務は会長が校長に委任する。

3 特別の事情により、臨時会費を徴収する必要がある場合は、総会で承認を得てこれを徴収することができる。

4 特別の事情により、会費の全部または一部の免除の申し出があるときは、役員会に諮り、これを決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第12条 本会の会則改正及び総則の制定は、PTA会則に定める会則の改廃に関する規定を準用する。

(附則)

本会会則は、平成25年4月1日から施行する。

本会会則は、平成30年4月1日から施行する。

本会会則は、令和6年12月3日から施行する。

細 則

(総会)

会則第8条の運用については、次によるものとする。

1 自然災害や感染症等の特別な事情により、集合形式での総会開催が困難な場合、又は本部役員会が必要と認めた場合には、書面開催（電子書面を含む。）とすることができる。

2 書面開催の場合は、総会出席票の提出をもって総会への出席とする。

(附則)

令和6年11月8日細則の制定